

トヨタアルバルク東京株式会社と文京区との相互協力に関する協定

トヨタアルバルク東京株式会社（以下「甲」という。）及び文京区（以下「乙」という。）は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、バスケットボールを中心としたスポーツの発展及び振興を図り、もって地域社会におけるスポーツ発展、区民の健康増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力）

第2条 前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) バスケットボールその他のスポーツの普及・振興事業
- (2) 甲と区民との交流事業
- (3) 社会貢献活動
- (4) 甲による乙の施設の利用
- (5) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要があると認めた事業

2 前項に規定する事業の実施について必要な事項は、甲及び乙が別途協議の上決定するものとする。

（協定存続期間・解除）

第3条 この協定の存続期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項の期間満了の日の90日前までに、甲又は乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

3 この協定は、甲又は乙のいずれかの申出により解除することができる。この場合において、協定を解除しようとする日から起算して90日前までに相手方へ書面により通知しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止等）

第4条 甲及び乙は、この協定から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。

（その他）

第5条 第2条に規定するもののほか、第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月19日

東京都文京区後楽一丁目4番18号

甲 トヨタアルバルク東京株式会社

代表取締役社長 木 邦彦

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修